

# 住民監査請求監査結果

平成26年 7 月 4 日

湯沢市監査委員

## 目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求書の提出日	1
2	請求者	1
3	請求の内容	1
4	請求の要旨に添付された事実を証する書面	6
5	主張する事実の要旨及び措置要求	7
第 2	要件の審査	8
第 3	監査委員の判断	8
第 4	監査の実施	9
1	請求人の証拠の提出及び陳述	9
2	監査対象事項等	9
第 5	事実関係の確認	9
第 6	監査の結果	14
第 7	監査の結論	17
第 8	監査委員の意見	17

## 第1 監査の請求

### 1 請求書の提出日

平成26年5月9日

### 2 請求者

4人（住所、氏名は省略）

### 3 請求の内容（※原文のとおり）

#### 1 請求の要旨

本件請求は、当市に於ける公金支出が関係法令や内部準則、要項、職員の服務規程またはそれらに類する規則、さらには、市及び市民への公益性、社会通念、市民感情等に対するコンプライアンスに照らして、真に適正な支出であったかという判断基準を軸に、違法性のみならず不当性の存否について、情報公開請求により公開された各種の公文書を精査し、多角的、総合的に勘案した結果、違法または不当な財務会計行為に該当すると思料される案件が複数確認された為、その真実を追求するとともに、不適正な公金支出を是正し、かつ必要な措置を講じる勧告を出すことを求めるものである。

具体的に私達が精査した資料は、一般会計2款1項1目10節の市長交際費（以下「交際費」という）、同11節需用費のうちの食糧費（以下「食糧費」という）の他、同一の支出案件に対しては他課からも支出が伴う場合がある点を考慮して、農林課やまるごと売る課、財政課が所管する公文書のうちの報償費や旅費等に係わる支出関係書類、旅行命令書、復命書、開催通知書、さらには出張時に使用した公用車の使用履歴と整合性をとる観点から、公用車運転日誌等といった挙証資料を元に、各課の支出案件について横断的な観点から調査を進めてきた。

本件請求で是正・措置勧告を求める対象は、平成25年分の市長及び副市長に係る交際費・食糧費・旅費全て、並びにそれに付随する支出関係職員であり、敷衍すれば同一の違法・不当な支出案件に対して他課からも公金支出が伴った際は、その分についても監査請求の対象として勧告を求める。

ところで、本件請求に係る一連の情報公開請求では、多くの公文書で情報の一部非公開処分を受けており、私達の立場ではアクセス可能な情報ソースにある一定の制約がかけられている為、真実の追究には限界点があることは付記しておかなければならない。よって、本件請求書に添付した別紙事実証明書に対する私達の実事認識レベルは、裁判に於ける事実証明といった厳格性を持った

ものではなく、違法・不当な疑義を抱く端緒となったものという域を出ないものもある。

例えば、交際費から支出された慶弔費のうち、香料については支出相手方の住所・氏名のみならず、金額までもが非公開とされてしまった為に、当該財務会計行為が金額の多寡を含めて『湯沢市市長交際費の支出に関する基準』に即した要件を具備しているのか、社会通念上容認され得る範囲内にあるかといった正確な判断が外部からはできない。

また、他の支出案件についても支払決議書等に記載された債権者の住所・氏名や摘要欄が非公開となっている為に、判断に迷うものも相当数に上る。

よって、こういった点に関しては貴職がその職権上の権能性を最大限に発揮して、違法・不当性の存否について真相を究明することを強く求めるものである。

以上の点を踏まえ、違法または不当な財務会計行為が疑われる案件を2、3具体的にピックアップしていくが、それ以外の事実証明資料については口頭意見陳述の際に提出する予定である。

#### (1) 服務規程違反及び公用車の不正使用が疑われる件

平成25年5月10日（支出命令日・決裁日共に同日、支払予定日同年5月30日）、奥小安峡大湯温泉の阿部旅館にて交換会（公文書一部非公開により詳細は不明）が開かれ、当市から市長他4名、交際相手方1名の計6名の出席者により、食糧費から支出された公金52,867円を原資にアルコールを伴った会食を共にしているが、本件で問題となるのは主に以下の4点である。

第1に、当該案件で使用された同旅館のオフィシャルホームページでは、御膳の料金体系が4,200円からとなっているのに対し、本件では同単価が6,000円となっている。

食糧費とは、行政執行上の直接的必要性から実施される会議、式典等に付随して消費される接遇経費であると定義されるが、その予算の執行に於いては地方財政法第4条第1項に「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」（傍点筆者）と規定されており、支出関係職員の裁量で自由に料金プランを選択できる余地はない。にもかかわらず、必要最小限度の原則に反する金額で会食したのであれば、明白な触法行為である。

第2に、本件で使用された公用車は下水道課が所管するトヨタカローラファイルダー【秋田500て8827】（5人乗りのステーションワゴンで、以下

「フィールダー」という) 1台で、市長及び総務企画部総務課秘書室長の●●氏(以下「室長」という)を除く4名がこれに乗車して阿部旅館へと向かっているが、当該車両の使用履歴を運転日誌で調べると、帯出時間がP.M. 14:00～P.M. 17:30までとなっており、勤務時間内でのアルコールを伴った飲食が疑われる。仮にこれが事実であるならば『湯沢市職員倫理規定』の第4条禁止事項(2)会食の規定に抵触することになる。

この点について私達は平成26年4月17日A.M. 11:00に市役所本庁舎3階企画総務部総務課秘書室内にて室長と直接接点を持って事実確認を行い「交換会の正確な開始・終了時間は定かではないものの、夕刻からの開始である」旨の回答を得た。しかし、それを証明する公文書は一切なく、氏所有の手帳にも詳細な記述は存在しないとの不明瞭なものにとどまった。

つまり、公文書に記載された公用車使用履歴と室長の回答には時間軸に齟齬が生じており、斯様な場合は約1年近く前の不確かで曖昧模糊とした記憶よりも、公文書の記録内容の方がより正確で信頼性がおけるといえよう。

第3に、本件に於ける移動用車両は公用車1台の他にも室長個人所有の車両1台を使用し、市長と室長が別行動で阿部旅館へと向かっていることが当人の証言により判明しているが、その使用履歴を明示した公的資料は一切ない為に何ら裏付けがなく、その信憑性に対する疑義を禁じ得ない。

しかも、個人所有の車両を公用で使用する為には『湯沢市職員の出張に係る私用自動車の使用に関する要綱』の第4条使用基準を満たし、かつ同5条に規定する事前登録が必要であるが、斯様な要件を満たしていない場合は私用自動車の公務利用は原則認められない。

第4に、下水道課が所管する公用車両はフィールダー3台とトヨタサクシード1台の計4台であるが、そのうちフィールダー3台は災害発生時の緊急車両に指定されており、他課への貸し出しは本来できない規定となっている。しかも、公用車運転日誌を見ると、同日同時刻に全4台中のうち2台は猶予現地確認の目的により使用中で、1台は検査の為使用できない状態にあり、庁舎内にたった1台残った同課の緊急時用車両を他課が借り受けていたことが履歴として残っている。

この点について、フィールダーを所管する同課に電話で問い合わせたところ(回答者は●●氏)、緊急時用車両の指定はあくまで努力義務程度の効力性しか持ち得ない程度のものとの回答であったが、しかし、災害(とりわけ地震)は何の前兆もなく突発的に発生するという性質を鑑みれば、危機管理意識があまりに低過ぎるといえる。先の東日本大震災発生翌朝には当市で

も上水道が断水し、その後数カ月間に及ぶスパンでガソリンを含めさまざまな物資が不足していたにもかかわらず、当時の教訓が何ら生かされていないが如き斯様な行為は、リスクマネジメントの不備を指摘されて当然であり、違法・不当性が疑われる交換会への使用と併せて二重の意味で公用車の不正使用に該当するといえよう。

そもそも、通常市長がメインで使用していると思しきトヨタエスティマ【秋田300の7233】とホンダインサイト【秋田501そ175】のうち、エスティマの帯出時間はP. M. 14:15までとなっており、時間的な配分を幾分考慮すればエスティマを使用することは十二分に可能だったのであり、他課の車両でしかも約200台近くある公用車の中からわざわざ緊急時指定車両を借り受ける正当な理由が全く見えてこない。

従って、本案件では食糧費から支出された52,867円の市への返還のみならず、公用車両の燃料代等維持管理費相当額の返還も併せて求める。

## (2) 当市市長の●●●●氏個人を応援する団体への公金支出

平成25年5月24日（支払日同日、起案・資金前渡共に同月21日）開催の『東京・湯沢サポーターズ会懇親会』へ寸志として市長交際費から50,000円が支出されているが、同団体はA氏個人を応援する為の組織としての色彩が濃く、本来であれば氏が私費により負担すべき性格のものである。この点については、市長交際費の支出関係書類の中に含まれていた当該団体結成時のものと思しきチラシに、同団体のレゾンデートルが「●●●●氏を応援する会」であることがハッキリと明文化されており、疑いの余地がない。

地方自治法第232条第1項では「普通地方公共団体は当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする」（傍点筆者）と規定し、地方自治法施行規則第15条第2項に定める予算科目から支出される経費の中に交際費が存在するが、当市にとって何ら関係性のない、市長にとって個人的な費用を公費で賄うことを正当化した法令は全く存在し得ない。

交際費については、その詳細な支出要件について法令による厳格な具体的規定を持たないが故に不透明性が拭えず、市民の不信や疑念を招き易いという側面を持つとされる。その為、当市でも独自の支出基準を明文化し、同基準に即応して行政執行の適正化に努めているであろうと思いたいところなのだが、斯様な支出案件に相對するとその信頼が揺らぐ思いである。

もっとも、本来的に交際費とは、市長が行政運営の円滑化に向けて対外的に行う各種の折衝や接遇等にかかる経費である点を考慮すれば、社会通念上

相当と認定される範囲にとどめる観点から、抑制的な予算執行に努めるべきものであると解される。

これは、公金の主たる原資が租税収入及び公債発行による性質を鑑みれば当然の帰結であり、社会的不信感を招きかねない予算執行は厳に慎み、綱紀粛正を徹底すべきといえよう。

以上の点から、公共・公益性の乏しい若しくは皆無な団体への公金支出は、営利・非営利組織の別を問わず明らかな違法行為である。

なお、同組織へは複数回に渡り恒常的に公金が支出されているが、その全てを違法・不当な財務会計行為として全額を市の損害と認定し、かかる損害額を市に返還するよう必要な措置を講じるよう強く求める。

### (3) 出張時に公費により支弁される旅費の不正支出が疑われる件

平成25年6月27日から翌28日にかけて、市長及び総務企画部総務課秘書室長の●●氏の2名が『秋田県南高規格幹線道路建設促進期性同盟会他5団体国への要望会』に出席する為、東京都千代田区へと出張しているが、その行程として通常は電車やバス等を使用して陸路（または水路）を行くところを、本件では公用車で秋田空港へとアクセスし、そこから航空機を利用して東京へと出向いている。『湯沢市職員等の旅費に関する条例』第6条第4号には、確かに航空賃に関する費用弁償の規定が存在するが、しかし、同条例第7条では「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算」すべきと規定し、換言すれば原則としてその費用弁償は最少の費用で最大の効果を得る観点から航空機の使用を禁じており、特段の事由なき場合は違法・不当な財務会計行為に該当すると解される。

事実、他の支出案件では当市庁舎から東京へと出張する際には、特段の理由なき場合、大抵は山形新幹線「つばさ」を利用し、時間的な都合により秋田新幹線「こまち」を使うというのが慣例である。

旅行命令書記載の行程欄には「訪問先の面会・開催時間の都合上タクシーを利用した」旨の但し書きが付されているが、航空機を利用する必要性に迫られた旨の記載は一切ない。

従って、本件支出案件はかかる費用を市長及び関係職員が返還すべき性質のものである。

#### 4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

##### 事実証明

(1) 服務規程違反及び公用車の不正使用が疑われる件

- ア 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し1枚（平成25年5月10日命令日）
- イ 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書に添付された請求書の写し1枚（平成25年5月10日付け）
- ウ 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書に添付された出席者名簿の写し1枚（6名中5名の職名・氏名が明記されている）
- エ 湯沢市公用車運行管理規程等に基づく公用車運転日誌の写し3枚（平成25年5月10日ホンダインサイト及びトヨタエスティマ並びに下水道課管理のトヨタカローラフィルダー3台とトヨタサクシード）

(2) 本市市長の●●●●氏個人を応援する団体への公金支出

- ア 湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し1枚（起案 平成25年5月21日 支払年月日 平成25年5月24日 前渡資金整理簿記載 平成25年5月21日）
- イ 湯沢市財務規則に基づく支払証明書の写し1枚（平成25年5月24日）
- ウ 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅行命令書の写し1枚（平成25年5月9日命令日 期間5月23日から5月25日まで）
- エ 平成25年5月23日から25日までの旅行命令についての復命書の写し1枚
- オ 平成25年5月23日から25日までの旅行命令についての復命書の写しに添付された資料1枚（日本自治創造学会第5回研究大会案内文書の写し）

(3) 出張時に公費により支弁される旅費の不正支出が疑われる件

- ア 湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅行命令書の写し1枚（平成25年6月20日命令日 期間6月27日から6月28日まで）
- イ 平成25年6月27日から28日までの旅行命令についての復命書の写し1枚
- ウ 平成25年6月27日から28日までの旅行命令についての復命書の写しに添付された資料1枚（合同要望会への出席依頼文書及び日程表の写し）
- エ 湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し1枚（起案 平成25年6月26日 支払年月日 平成25年6月28日 前渡資金整理簿記載 平成25年6月26日）
- オ 上記添付資料1枚（合同要望会 タイムスケジュール）
- カ 湯沢市財務規則に基づく支払証明書の写し1枚（平成25年6月28日）



## 5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書（措置請求書）及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して、措置要求の要旨を次のように理解した。

### (1) 服務規程違反及び公用車の不正使用が疑われる件

平成25年5月10日に開催された交換会時の経費52,867円の返還、及び公用車両の燃料代等維持管理費相当額の返還を求める。

ア 支出関係職員の裁量で自由に利用施設の料金プランを選択できる余地はない。にもかかわらず、必要最小限度の原則に反する金額で会食したのであれば、地方財政法第4条第1項に抵触する明白な触法行為である。

イ 勤務時間内でのアルコールを伴った飲食が疑われる。仮にこれが事実であるならば『湯沢市職員倫理規程』の第4条禁止事項（2）会食の規程に抵触する。

ウ 個人所有の車両を公用で使用する為には『湯沢市職員の出張に係る私用自動車の使用に関する要綱』の第4条使用基準を満たし、かつ同5条に規定する事前登録が必要であるが、斯様な要件を満たしていない場合は私用自動車の公務利用は原則認められない。

エ 緊急時用車両の管理に対する職員の危機管理意識の低さ及び公用車不正使用に伴う公用車両の燃料代等維持管理費相当額の返還を求める。

### (2) 本市市長の●●●●氏個人を応援する団体への公金支出

平成25年5月24日東京都内で開催の『東京・湯沢サポーターズ会懇親会』へ市長交際費から支出された50,000円の返還を求める。

ア 『東京・湯沢サポーターズ会』は、●●●●氏個人を応援するための組織であり、公共・公益性の乏しい若しくは皆無な団体へ市長交際費から支出された50,000円は、本来私費により負担すべきものであり違法行為であるため返還を求める。

イ 同組織へは複数回に渡り恒常的に公金が支出されているが、その全ての返還を求める。

### (3) 出張時に公費により支弁される旅費の不正支出が疑われる件

市長及び秘書室長の平成25年6月27日から28日までの出張時の旅費の一部返還

ア 航空機を利用し出張しているが、航空機を利用する必要性に迫られた旨の記載がないので『湯沢市職員等の旅費に関する条例』に抵触するものである。したがって山形新幹線を利用した場合若しくは秋田新幹線を利用した場合との差額経費の返還を求める。

## 第2 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成26年5月14日に全監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断（地方自治法第242条の要件に係る判断）

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、『湯沢市職員倫理規程』に抵触することについての是正・『湯沢市職員の出張に係る私用自動車の使用に関する要綱』に抵触した場合の是正、緊急時車両の危機管理体制の是正を求めている。また、交際費の支出については、『東京・湯沢サポーターズ会』へ複数回に渡り恒常的に公金が支出され、その全てを違法・不当な財務会計行為とし全額を返還する措置を求めると主張している。

しかしながら住民監査請求の対象は、財務会計上、当該地方公共団体に損害が発生する事実に限られる。『湯沢市職員倫理規程』に抵触することについて、『湯沢市職員の出張に係る私用自動車の使用に関する要綱』に抵触した場合について、緊急時車両の危機管理体制等の是正を求めていることの3点については、たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならない。（最高裁判決平成6年9月8日）

また、交際費から『東京・湯沢サポーターズ会』へ複数回にわたって恒常的に公金が支出されている金額全てを返還する措置を求めている主張については、地方自治法第242条の条文（概略）に「違法・若しくは不当な公金の支出があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め当該地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを要求することができる。また、当該行為があった日又は終わった日から一年経過したときはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と記載されているので、これらを証する書面を添えていないものは、住民監査請求の対象にはならない。

このことにより、要件を満たしている次の3点について監査を実施することとした。

- ① 平成25年5月10日に開催された交換会の経費が食糧費から支出されたこと、及び公用車両の燃料代等維持管理費相当額について
- ② 平成25年5月24日東京都内で開催の『東京・湯沢サポーターズ会懇親会』へ寸志として市長交際費から支出したことについて

- ③ 平成25年6月27日から28日までの出張時の旅費の一部返還について

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年6月6日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、6月5日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

### 2 監査対象事項等

#### (1) 監査対象事項

地方自治法第242条の要件に係る判断により次の3点の事項について、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

- ① 平成25年5月10日に開催された交換会の経費が食糧費から支出されたこと、及び公用車両の燃料代等維持管理費相当額について
- ② 平成25年5月24日東京都内で開催の『東京・湯沢サポーターズ会懇親会』へ寸志として市長交際費から支出したことについて
- ③ 平成25年6月27日から28日までの出張時の旅費の一部返還について

#### (2) 監査対象部局

総務部総務課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。また、会計管理者及び上下水道部下水道課に依頼し、資料の確認を行った。

## 第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- ① 「平成25年5月10日に開催された交換会の経費が食糧費から支出されたこと、及び公用車両の燃料代等維持管理費相当額に関すること」については、次のとおり判明した。

本交換会は、地熱に関して卓越した知識と経験を持った方を本市に招聘し、本市の現状を説明すると共に、将来の地熱に関する日本の進むべき方向や考えを教授してもらい、今後の本市政策に反映することを目的とした情報交換会であった。本市の食の特産を紹介し、地域を知ってもらう意図のもと、会場については、地熱との関連を考慮して温泉地とし、予算については、地場産品等でおもてなしを

行ったものであり、一人当たりお膳を6,000円、お酒等（生ビール・ウーロン茶・冷酒）は、2,392円（端数切り上げ）計8,392円で6人での合計費用額は52,867円、これを総務課食糧費より湯沢市財務規則（平成17年3月22日規則第49号）第53条第2項に基づく支出負担行為兼支出命令書により平成25年5月30日に債権者に口座振込みされていることを確認した。

次に開催時間であるが、来湯者の情報交換会会場への到着は午後5時30分頃で市長の到着は、午後6時30分頃であった。その後情報交換会が開催されたことを確認した。

また、私用車の使用の件については、会場から市長宅等への帰宅を考慮すると私用車を使用した方が効率的と考え、市長の移動について私用車を使用したとのことである。

- ② 「平成25年5月24日東京都内で開催の『東京・湯沢サポーターズ会懇親会』へ寸志として市長交際費から支出したこと」については、次のとおりであった。

市長交際費は、総務部総務課が所管しており、その経費の性格上、即時現金払いの必要性があるため、湯沢市財務規則第61条に基づき資金前渡の方法により支出し、同規則第66条の規定に基づき精算している。本件に係る資金前渡の現金は平成25年4月1日に交付され、精算が同年7月1日に行われた。その際、本請求書に添付された事実を証明する書面（支払証明書）のコピーが添付されている。

資料によれば、『東京・湯沢サポーターズ会』の趣旨は、湯沢市を愛し、楽しみ、地域を活性化するために、また、活力ある湯沢の実現のため市長にいろいろな「アイデア」や「情報」・「人力&物力」を提供し、日本で一番元気のある街の実現に向けたサポートを会員一丸となり実現する会で、入会資格は、湯沢市を愛する方ならだれでも会員となれる会で本市を支援する個人が集合した組織である。

職員からの事情聴取によれば、市長は同会について、予てから実践している「まるごと湯沢」を売り出すため、様々な情報・アドバイス・新たな事業展開のきっかけとなるヒントをもらえる組織団体と認識しており、地域から地域外への売り込みを図る為には、自らの模索による事業計画も必要であるが、地域外からの視点による考えも必要であると考えており、本市のことを考えていただいている多数の皆様との交流が大切であるとの思いのもとに懇親会へ参加したものであるとのことであった。また、当日の参加者は、東京都内及び近郊等に在住の方で本市出身の方、他市出身の方も参加していたとのことであった。

なお、市長・秘書室長は、平成25年5月23日から25日までの期間において東京

都へ出張しており、その精算も後日行っていることを会計管理者が確認している。

平成25年5月24日東京都内で開催の『東京・湯沢サポーターズ会懇親会』への出席依頼は電話によるものであり、寸志として市長交際費から50,000円支出したことは、湯沢市財務規則第64条に基づく支払決議書の確認を会計管理者が行っている。

市長交際費の支出に関する基準は、以下のとおりである。

## 湯沢市市長交際費の支出に関する基準

平成18年12月26日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、市長交際費（以下「交際費」という。）の支出に関し必要な事項を定めるものとする。

(交際費の種別、支出の範囲及び金額)

第2条 交際費の種別及び支出の範囲は、次に掲げるとおりとし、金額は、別表のとおりとする。

(1) 祝金 祝金は、各種総会、大会、式典、行事等に市長及び副市長（以下「市長等」という。）又は市長等のいずれか若しくは市長等に代わって職員が出席する場合に支出する。

(2) 弔慰金等 弔慰金等は、次の者の死亡に際し支出する。

ア 湯沢市非常勤特別職員等に対する弔慰金等贈呈要綱（平成22年湯沢市訓令第18号）別表に規定する者（以下「非常勤特別職員等」という。）の配偶者又は一親等の親族

イ 非常勤特別職員等以外の湯沢市行政に貢献のあった者（その配偶者又は一親等の親族を含む。）

(3) 見舞金 見舞金は、非常勤特別職員等又は前号ア又はイの者の病気、入院、罹災等の見舞いに際し支出する。

(4) 会費 会費は、各種会合等に市長等又は市長等のいずれか若しくは市長等に代わって職員が出席する場合に支出する。

(5) その他 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものについて支出する。

2 交際費は、選挙の出陣及び当選祝い、政党の定期大会等政治活動（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第8条の2の規定による政治資金パーティーを含む。）に関するものに出席する場合には、支出することができない。

(交際費の支出内容の公表)

第3条 この基準による交際費の支出内容については、毎月1回、当月分を翌月15日発行の広報ゆざわに掲載するとともに、総務部総務課秘書室内に備え付け、請求に応じ閲覧に供するものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、交際費の支出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年12月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種 別	支 出 の 範 囲	金 額
祝 金	各種総会、大会、祝賀会等に出席する場合	5,000円から10,000円
弔慰金等	香典 (葬儀のほか法要に出席する場合) 献花	10,000円から20,000円 (20,000円から30,000円) 20,000円以内
見 舞 金	見舞金	5,000円から10,000円
会 費	参加費	実費相当額。ただし、実費の額が不明の場合は、会場などを考慮してその都度決定する額
そ の 他	懇談会費 激励金 協賛金 その他	実費相当額 5,000円から20,000円 30,000円以内 必要と認める額

③ 「平成25年6月27日から28日までの出張時の旅費の一部返還」については、次のとおりであった。（市長及び秘書室長の旅費）

市長の湯沢市役所本庁舎での公務日程については、6月27日の午前、28日の午後にそれぞれ公務があり時間の関係上、航空機を利用し出張したとのことであり、具体的な日程は次のとおりであった。

○秋田県南高規格幹線道路建設促進期成同盟会他5団体合同要望活動

6月27日	午前 8:30	湯沢河川国道事務所への要望会
	↓	本庁舎執務（決裁・報告等）
	午前10:30	本庁舎発
	↓	公用車移動
	午後 0:40	秋田空港発
	午後 1:45	羽田空港着
	午後 2:30	永田町駅着（東京都千代田区）
	午後 3:00	秋田県南高規格幹線道路建設促進期成同盟会
	↓	他5団体合同要望活動（国会議員等）
6月28日	午前 9:00	国土交通省1Fロビー集合
	午前 9:30	
	↓	各省庁等へ合同要望活動
	午前11:30	
	↓	（終了後 永田町駅から電車移動）
	午後 2:00	羽田空港発
	午後 3:05	秋田空港着
	↓	公用車移動
	午後 4:30	辞令交付式（湯沢市役所 本庁舎）

市長のスケジュールは、総務部総務課秘書室が管理している。6月27日・28日の日程は、上記のとおりであり山形新幹線（本庁舎から目的地までの所要時間約5時間20分）及び秋田新幹線（本庁舎から目的地までの所要時間約4時間30分）のいずれかを利用した場合、27日の東京都で開催の合同要望活動及び28日午後からの湯沢市役所本庁舎での公務については、予定時間に間に合わないものである。（航空機を利用した場合（本庁舎から目的地までの所要時間約3時間30分））

また、羽田空港から永田町駅（往路・復路）までは電車移動であるが、各省庁間等の移動はタクシーを利用しているため、秘書室長は7月1日に精算請求を行っていることを会計管理者が確認している。

航空機利用と山形・秋田新幹線利用の旅行命令書としての差額は、山形新幹線利用では一人当たり8,380円2人の合計16,760円、秋田新幹線利用では、一人当たり4,240円2人の合計8,480円が、航空機利用より少ない経費での出張となる。

## 第6 監査の結果

### 合議の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- ① 平成25年5月10日に開催された交換会時の経費が食糧費から支出された件及び公用車両の燃料代等維持管理費相当額の返還について

本請求書で請求人は、「支出関係職員の裁量で自由に利用施設の料金プランを選択できる余地はない。にもかかわらず、必要最小限度の原則に反する金額で会食したのであれば、明白な違法行為である」との主張である。

本件の情報交換会は、その目的とするところが、来湯者が地熱に関して卓越した識見と経験のある方であり、この方との情報交換を通じて意思疎通を図ること、更には本市の大きな政策の柱となる地熱に関して今後の政策推進に助言を得ることにあつたことから、市長はじめ関係職員が同席し開催したものである。

その経費として、食糧費より一人当たりに換算すると8,812円（端数切り上げ）総額52,867円（消費税含む）が支出されたが、この金額については、地場産品などの紹介を兼ねたお膳の提供や遠方からの来客の対応等を考慮すると、請求者が必要最小限度の原則として指摘している会場となった施設の最低料金のお膳でなければならないとすることを勘案しても社会通念上許される範囲を逸脱しているとは言えない。

このことから、違法・不当なものではなく、本件請求には理由がないものである。

次に、公用車両の燃料代等維持管理費相当額の返還についてであるが、関係職員からの事情聴取により、来湯者については下水道課の公用車を使用し担当職員が情報交換会会場へ案内していることを確認した。このことは、下水道課の公用車運転日誌により裏付けられる。下水道課以外の公用車を使用したとしても同等の燃料代等維持管理費が必要なことから本市に財務会計上の損害を与えたとは言えない。

また、情報交換会会場への市長の送迎は私用車によりなされたが、このことに



より、財務会計上本市に損害を与えていないことから本件請求には理由がないものである。

② 平成25年5月24日開催の『東京・湯沢サポーターズ会懇親会』へ寸志として市長交際費から支出した額の返還について

本請求書で請求人は、「『東京・湯沢サポーターズ会』は、本市市長●●●●氏個人を応援するための組織であり、公共・公益性の乏しい若しくは皆無な団体へ市長交際費から支出された50,000円は、本来私費により負担すべきものであり違法行為であるため返還を求めている」ものである。

交際費は、行政実例や判例等から、一般的に地方公共団体の長又はその執行機関が行政執行上あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表して外部との折衝等をするために要する経費であると解されている。地方公共団体も社会の一構成員として社会的な実態を有し活動している以上、外部との接遇を行い、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは認められるべきと解されている。しかしながら、この裁量権は無制限のものではなく、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものである場合は、それに要した費用を公金により支出することは許されないとする判断が示されている。（最高裁判決平成元年9月5日）

また、「地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることなどを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものでなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容すると解されるのが相当である。」とされている。（最高裁判決平成18年12月1日）

本請求書に記載されている結成時のものと思われるチラシについては、関係職員からの事情聴取においても情報公開したものと確認された。

チラシに掲載されている会の趣旨を次のとおり明記する。

湯沢サポーターズの会は、湯沢市を愛し、楽しみ、地域を活性化するために、湯沢市新市長の●●●●氏を応援する会です。会員の皆様には、活力ある湯沢の

実現のため●●市長にいろいろな「アイデア」や「情報」・「人力&物力」を提供し、日本で一番元気のある街の実現に向けたサポートを会員一丸となり実現する会です。会員の皆様には、会員同士の交流を深めながらいろいろな情報交換会も積極的に行う予定です。入会資格は、湯沢市を愛する方ならどなたでもOKです。

また、秋田湯沢サポーターズ会議宣言には、次のとおり記載されている。

故郷を忘れる人はいない。故郷を愛さない人もこの世にいない。だが、具体的に恩返しをできる人はどれ程いるだろう。私達は、溢れる知力・体力を駆使しその人脈・ネットワーク・情報を無私の心で惜しみなく捧げる。その日、故郷を守り続けた人と離れた人の心が一つになる。故郷は今窮地にある。

以上のことから、この会の目的とするところは、首都圏在住の本市出身者をはじめ本市を愛する方々が本市発展と活性化に貢献すべくアイデアや情報更には人力物力を提供することにあると考えられ、本市を応援する会と位置付けることが妥当であり市長個人を応援する団体ではないと思料する。このことから、交際費からの支出は湯沢市市長交際費の支出に関する基準第2条第1項第5号に基づき支出されているものであり、違法・不当なものではなく本件請求には理由がない。

### ③ 平成25年6月27日から28日までの出張時の旅費の一部返還について

本請求書で請求人は、「市長及び秘書室長が東京都へ出張した際の旅費に関し、湯沢市職員等の旅費に関する条例第7条「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」の規定により、通常の経路は鉄道を使用する旅行命令で行わなければならないものを特段の理由の記載もなく航空機を利用している行為は、違法・不当な財務会計行為に該当すると解し、最も経済的な通常の経路及び方法（山形新幹線「つばさ」または秋田新幹線「こまち」）との差額を返還すべきである」との請求である。

初めに『湯沢市職員等の旅費に関する条例』第7条の条文を次のとおり明記する。

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった

経路及び方法によって計算する。

関係職員からの事情聴取を行った結果、通常市長が東京などに出張する場合には、複数の要件を兼ねての出張が多いこと、また、6月27日午前と28日午後には市役所本庁舎での辞令交付式等の公務が設定されていたこと等から、移動時間の短縮や健康管理面を考慮すると、湯沢市職員等の旅費に関する条例第7条の「やむを得ない事情」に該当するものであり、違法・不当なものではなく本件請求には理由がない。

## 第7 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

交際費は、一般的に地方公共団体の長又はその執行機関が行政執行上あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表して外部との折衝等をするために要する経費であると解されている。また、地方公共団体も社会の一構成員として社会的な実態を有し活動している以上、外部との接遇を行い、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは認められるべきと解されている。

しかしながら、交際費・食糧費の支出については、住民の負担する税金で賄われていることに鑑み、疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきである。

緊急時用車両の管理については、危機管理の観点からも車輛のみならず全庁的にきめ細やかな管理体制を構築すべきものであり、現在の管理の在り方を再度検証し各課に徹底するよう望むものである。

市長の公務中における私用車の使用については、避けるべきであり、万が一の事故による損害補償（同乗者及び相手方等）及び緊急時の対応等について、困難な状況に至る場合があると考えられるので、公用車での対応に努めると共に使用に当たっては湯沢市職員の出張に係る私用自動車の使用に関する要綱を順守し適切な対応を望むものである。

旅費に関しては、湯沢市職員等の旅費に関する条例に公務上必要である場合は、現によった経路でよいと明記されているものであるため、公務上必要である場合には、旅行命令書にその旨を記載すべきであり適切な対応を望むものである。